

# 計画の進行管理

# 1 施策の実施状況の点検

本計画に基づく取組の実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取組の充実・見直しを検討する等、\*PDCA サイクルを確保し本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。



計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「福生市子ども・子育て審議会」にて、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。この計画の進捗管理は、基本目標(施策の方向性)単位と個別事業単位の2階層の指標を設定しています。基本目標(施策の方向)単位においては、様々な指標の中から、5年後のあるべき姿を評価するためのものさしを設定し、市全体として子どもを生み育てやすいまちづくりが進んでいるかどうかを検証することとします。

個別事業単位においては、令和2年度から令和6年度に向け、内容や回数等を充実するものや引き続き継続して実施していくものなど、事業実施の方向性を設定しています。

なお、5章の「教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策」 については、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、実施状況につい て年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に 活かしていくものとします。

# 2 計画の進捗状況の公表

計画の進捗状況は、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法で定められている事業について、年に1回ホームページで公表します。また、計画の見直しや国の動向等で、市民生活に影響を及ぼすと判断される事由が発生した時は、パブリックコメント(意見公募)を実施するとともに、広報やホームページで周知します。

# 3 国・都等との連携

計画に掲げる取組については、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や都、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、①子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策との連携、②労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携において、児童虐待防止、社会的養護体制、ひとり親家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な観点から推進するともに、都を通じ、事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。

# 4 市民・企業・関係機関との連携

本計画は、子ども家庭部の担当課だけではなく、健康、教育、まちづくり、防犯・防災など広範囲にわたっています。そのため、庁内各課の連携を深め、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。計画を推進していくためには、児童相談所等の行政組織、民生委員・児童委員協議会や子育てに関係する市民活動団体等との連携、そして、地域の方たちの協力と参加が必要です。そのため、市民に対して積極的に情報提供をしていくとともに、市と各種団体、地域住民との連携を図ります。また、子育てに対する多様化するニーズに対応していくため、保育士、教員、保健師などの子育てに関わる専門職員だけでなく、ボランティアなどの子育て支援を担う幅広い人材の確保・育成に努め、連携を図りながら、地域資源を活かした子育て支援の充実を図ります。



# 資料編

# 1 福生市子ども・子育て審議会条例

平成 25 年 6 月 25 日 条例第 27 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、福生市子ども・子育て審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。
  - (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
  - (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
  - (3) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
  - (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
  - (5) 児童福祉法(昭和22年法律第164号) その他の子どもに関する法律に基づく施策に関すること。

(組織)

- 第3条 審議会の委員は、14人以内とする。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験者 1人
  - (2) 保育関係者 1人
  - (3) 教育関係者 2人
  - (4) 関係行政機関の職員 2人
  - (5) 事業主を代表する者 1人
  - (6) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 2人
  - (7) 子どもの保護者 3人以内
  - (8) 公募による市民 2人以内

(任期)

- 第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)
- 第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会は、会長が招集し、かつ、会議の議長となる。
- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、調査審議のために必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、子ども家庭部子ども育成課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この条例施行後、最初の会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集 し、かつ、会議の議長となる。

(福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第13号)の 一部を次のように改正する。

# 2 福生市子ども・子育て審議会委員名簿

選出区分	氏 名	所属団体等	備考
学識経験者	佐 々 加代子	白梅学園大学名誉教授	0
保育関係者	古 谷 光 好 (平成30年3月まで) 今 井 敬 子 (平成30年4月より)	- 福生市保育協議会	
	野口 哲也	聖愛幼稚園園長	
教育関係者	安 藤 臣 一 (平成 31 年 3 月まで)	福生市立第二小学校校長	0
	林 宣 之 (平成 31 年 4 月より)	福生市立第一小学校校長	0
関係行政機関の職員	平 野 宏 和 (平成 29 年 3 月まで) 源 真 希	- 西多摩保健所	
	(平成 29 年 4 月より) 荒 岡 孝 子 (平成 30 年 3 月まで) 奥 村 理 加 (平成 30 年 4 月より 平成 31 年 3 月まで) 木 村 恵 子	立川児童相談所	
事業主を代表する者	(平成31年4月より) 加藤 裕太郎	(株)マルフジ 代表取締役社長	
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	宮 崎 寿美代 (令和元年7月まで) 髙 山 浩 之 (令和元年8月より)	- 福生市社会福祉協議会	
	幡 野 雄 大 (平成30年2月まで) 神 山 千 歳 (平成30年3月より)	- NPO法人ワーカーズコープ	
子どもの保護者	河 村 泉 坂 口 皆 子 山 田 由美子	保護者代表	
公募による市民	篠 田 直 古 川 由 紀 (令和元年7月まで) 山 澤 博 子 (令和元年8月より)	公募	

※◎会長、○副会長

# 3 福生市子ども・子育て審議会 審議経過

回	開催日	審議内容
平成 30 年度 第1回	平成 30 年 7 月 27 日	<ul><li>・委嘱状交付</li><li>・諮問</li><li>・福生市の現状について</li><li>・アンケート調査について</li></ul>
第2回	10月9日	<ul><li>・子ども子育て支援に関するアンケート調査(調査票)について</li><li>・子ども子育て支援に関するアンケート調査(ヒアリング)について</li></ul>
第3回	平成 31 年 2 月 13 日	・子ども・子育て支援に関するアンケート調査の結果について ・子ども・子育て支援に関するアンケート調査(ヒアリング)について
第4回	3月19日	・子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果報告及び概要版について ・子ども・子育て支援に関するアンケート調査(ヒアリング)結果について ・子ども・子育て支援に関するアンケート調査から見える現状と課題について
平成 31 年度 第 1 回	4月24日	・委嘱状交付 ・第2期子ども・子育て支援事業計画の策定方針について ・子ども・子育て支援に関するアンケート調査に基づく見込み量の報告について ・子ども・子育て支援に関するアンケート調査における追加集計(貧困クロス) について ・子ども・子育て支援に関するアンケート調査・自由記述について
第2回	令和元年5月30日	・平成30年度福生市子ども・子育て支援事業計画進捗状況について ・福生市子ども・子育て支援事業計画 基本目標別課題について ・第2期福生市子ども・子育て支援事業計画の施策体系(案)について
第3回	7月2日	・第2期福生市子ども・子育て支援事業計画の策定方針(案)について ・第2期福生市子ども・子育て支援事業計画の骨子(案)について ・第2期福生市子ども・子育て支援事業計画の基本理念・基本的な視点・基本目標(案)について ・第2期福生市子ども・子育て支援事業計画の体系(案)について
第4回	7月30日	・第2期福生市子ども・子育て支援事業計画答申(案)について ・第2期福生市子ども・子育て支援事業計画の体系に基づく施策・事業(案)に ついて ・事業量の見込み(案)について
第5回	8月16日	・第2期福生市子ども・子育て支援事業計画答申について ・答申
第6回	10月1日	・委嘱状の交付 ・会長・副会長の選出 ・福生市子ども・子育て支援事業計画(第2期)素案について
第7回	10月31日	・福生市子ども・子育て支援事業計画(第2期)素案について
第8回	11月11日	・福生市子ども・子育て支援事業計画(第2期)素案について ・令和2年度の学童クラブ事業について
第9回	令和2年2月18日	・パブリックコメントの結果について ・福生市子ども・子育て支援事業計画(第2期)(案)について

# 4 諮問・答申

福子育発第 134 号 平成 30 年 7 月 27 日



福生市子ども・子育て審議会 会長 佐 々 加 代 子 様

福生市長 加 藤 育 男

福生市子ども・子育て支援事業計画(第2期)の策定について(諮問)

現行の福生市子ども・子育て支援事業計画を見直し、平成32年度を初年度とする福生市子ども・子育て支援事業計画(第2期)を策定するに当たり、計画の基本的な考え方及び内容について、貴審議会の御意見を賜りたく、福生市子ども・子育て審議会条例第2条の規定に基づき、諮問いたします。

令和元年8月16日



東京都福生市長

加藤育男様

福生市子ども・子育て審議会会 長 佐 々 加 代 子

福生市子ども・子育て支援事業計画(第2期)策定に向けての 基本的な考え方について (答申)

福生市子ども・子育て審議会は、平成30年7月27日付け福子育発第134号をもって諮問された「福生市子ども・子育て支援事業計画(第2期)の策定するに当たり、計画の基本的な考え方」について、議論を重ねてまいりました。

この度、別添のとおり審議結果を取りまとめましたので、これを答申します。当審議会としては、本答申を踏まえ、福生市において十分な議論を行い、より実効性の高い「福生市子ども・子育て支援事業計画(第2期)」を策定されるよう希望します。

# 5 用語解説(50音順)

# 【あ行】

### アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に訪問 して情報・支援を行うこと。

## 預かり保育

保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行なう教育活動のこと。

## 育児休業制度

労働者は、その事業主に申し出ることにより、子どもが3歳に達するまでの間、育児休業をすることができる制度のこと。(平成14年4月より)

注) 育児休業は、事業所に育児休業制度の規定がない場合でも、育児・介護休業法を根拠に申し 出を行うことによって取得できる権利(形成権)である。

# 【か行】

#### 確保方策

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて、潜在ニーズを含めて量の見込みを把握し、それに対応する「確保方策」を定めることとなっている。

#### 家庭的保育

児童福祉法に基づいて区市町村が行う保育事業。日中、家庭で子を保育できない保護者に代わって、自治体の認定を受けた保育者が居宅等で保育を行う。

#### 企業主導型保育事業

平成28年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度。企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、施設の整備費及び運営費の助成を行う。

# 居宅訪問型保育

保育を必要とする乳幼児の居宅において行う家庭的保育者による保育のこと。

# 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当するもので、その数値を生涯の子どもの数としてイメージすることができる。

#### 子育て世代包括支援センター

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、もって地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とすること。

#### 子ども食堂

地域の住民・企業・団体がボランティアで運営する、誰でも無料や低額で食事をすることができる食堂。

# コミュニティ・スクール

学校運営協議会制度のこと。学校と保護者や地域の方々がともに知恵を出しあい、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」をすすめる、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6にもとづいた仕組みのこと。

# 【さ行】

#### 児童館

児童福祉法第40条に定められた児童厚生施設の1つとして、「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操をゆたかにすることを目的とする施設」。子どもたちは、児童館の施設や設備を主体的に利用するとともに、そこで展開される諸活動、行事にも積極的に参加して、ともに遊び、ともに高め合う体験を共有し、遊びの楽しさを味わうとともに、他者との人間関係を築いていく。このような児童館機能を整理すると、次の3点に集約される。

- ①利用児童に対するサービスの提供
- ②留守家庭児童などの健全育成
- ③児童のための地域センター

#### 児童虐待

保護者がその監視する児童(18歳に満たない者)に対し、殴るけるなどの身体的虐待、わいせつ行為など性的虐待、養育放棄などのネグレクト(Neglect)、言葉などによる心理的虐待を行うこと。

## 小規模保育事業所

預かる子どもの対象は「0 際~2歳」の児童で、定員数は「6 人~19人まで」となっている。これまでの認可保育園の基準は、定員が20人以上とされていたが、新制度では19人以下でも認可保育所という位置づけになり、補助金、財政支援が出ることになる。

#### 食育

さまざまな経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活が実践できる知識を身に付けること。

#### ソーシャルワーカー

社会福祉士。専門的職業として社会福祉の実践活動に従事する者の総称。

# 【た行】

# 待機児童

認可保育所等に入園申込みをしたが、入所できていない児童を「入所待ち児童」と言い、その人数から、国の定義に基づき、私的な理由で特定の保育所等のみを希望している方等を除いた数が「待機児童」となっている。

### 地域子育て支援拠点事業

子ども家庭支援センター、児童館で実施している、乳幼児とその保護者の相互交流や子育てについての相談、情報提供、助言、その他の援助を行う事業。

## 特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」を言う。認定こども 園、幼稚園、保育所が該当する。

# 【な行】

#### 認定こども園

幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設で、おおむね0歳から就学前の児童に保育園の時間帯 (おおむね7時から18時)で保育・幼児教育を行う施設。

## 【は行】

### 病児・病後児保育

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の 医務室等において 看護師等が緊急的な対応等を行う事業。

### ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育で中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

#### ふっさっ子の広場

放課後に小学校内の施設や校庭を利用し、安全な見守りの中で、子どもが安心して楽しくすごせる「学び・体験・交流」の場のこと。

#### 放課後児童健全育成事業

保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、放課後や三季休暇中、保護者に代わって保育を行う事業のこと。本市では、「学童クラブ」という。

# 放課後子供教室

すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する事業のこと。文部科学省が所管している。

#### 放課後等デイサービス

児童福祉法第6条の2の2第4項の規定に基づき、学校(幼稚園及び大学を除く。以下同じ。)に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することとされている。放課後等デイサービスは、支援を必要とする障害のある子どもに対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るものである。

# 【や行】

#### ユニバーサルデザイン

一定の年齢、性別、国籍、心身状態の人を対象とするのではなく、どのような人でも利用することができる施設や製品、設計のこと。

# 要保護児童対策地域協議会

要保護児童(虐待を受けた児童等)の適切な保護を図るため、関係機関等により構成される組織で、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。

# 【数字/英字】

# **PDCAサイクル**

生産技術における品質管理などの継続的改善手法。Plan (計画) →Do (実行) →Check (評価) →Act (改善) の4段階を繰り返すことにより、業務を継続的に改善する。

#### ICT

Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術のこと。

# 福生市子ども・子育て支援事業計画 (第2期)

発行日 令和2年3月

発 行 福生市子ども家庭部子ども育成課

〒197-8501

東京都福生市本町5番地

TEL 042-551-1511 (代)

FAX 042-551-2133

ホームページ http://www.city.fussa.tokyo.jp